

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療広域連合

所在/〒263-0016  
千葉県稲毛区天台6-4-3  
国保会館内

編集/総務課

電話 043-216-5011  
FAX 043-206-0085

E-mail info@kouiki-chiba.jp

URL  
https://www.kouiki-chiba.jp/

# ちば広域連合だより

## 第32号

千葉県人口**6,272,900**人(令和4年1月1日現在) 被保険者数**873,534**人(令和4年1月31日現在)  
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

### 高額介護合算療養費の申請書を発送します

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

高額介護合算療養費制度とは、1年間(令和2年8月1日～令和3年7月31日)の医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額を合計した金額が、下記の自己負担限度額(年額)を超えた場合に、申請により限度額を超えた分が各保険者から支給されるものです。

#### ●自己負担限度額(年額)

負担割合	所得区分		後期高齢者医療分と介護保険分を合算した限度額
3割	現役並み所得者Ⅲ		212万円
	現役並み所得者Ⅱ		141万円
	現役並み所得者Ⅰ		67万円
1割	一般		56万円
	市町村民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

支給対象となる可能性が高いかたには、4月頃に広域連合から申請書を発送する予定です。

以下の場合には支給申請の案内が届かないことがあります。

- 対象期間に千葉県外から転入した
- 他の健康保険から後期高齢者医療制度に加入した

**お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。**

※高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額は含みません。  
※限度額を超える額が500円以下の場合、支給されません。  
※区分Ⅱに該当し、世帯内に介護保険の受給者が複数いる場合は、限度額が異なる場合があります。

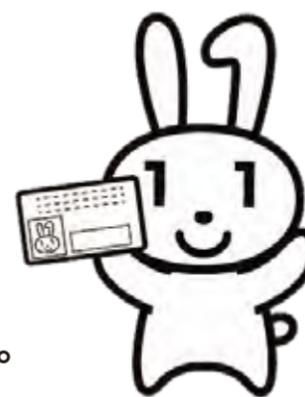
### マイナンバーカード交付申請書送付のご案内

令和3年10月31日時点で、マイナンバーカードをお持ちでない75歳以上のかたに対し、マイナンバーカード交付申請書等をお送りします。

現在、マイナンバーカードをお持ちのかたや、すでに申請しているかたは、改めて申請していただく必要はありません。

今回お送りする「交付申請書」を使うと、簡単にマイナンバーカード交付の申請ができます。ぜひ、この機会をご利用ください。

- ★マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前の申し込みが必要です。
- ★マイナンバーカードの健康保険証利用は、医療機関等により開始時期が異なります。



### マイナンバーカードに関するお問い合わせ窓口

マイナンバー総合フリーダイヤル

# 0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

音声ガイダンスに従って、マイナンバーカードの交付申請について、健康保険証利用の申し込みについて、**1▶1▶4▶2▶2**の順にお進みください。

交付申請書送付に関するお問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター  
**0570-080280**  
受付時間  
平日 8:30~17:15

# 令和4・5年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011・資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき、2年に1度、見直しを行います。

この度、令和4・5年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

所得の低い方には、保険料の軽減措置があります。また、計算例を3ページに掲載しています。

みなさまの令和4年度の保険料は、7月に決定し、お住まいの市(区)町村から決定通知書をお送りします。

	令和4・5年度	令和2・3年度	比較
所得割率	8.39%	8.39%	据え置き
均等割額	43,400円	43,400円	据え置き
賦課限度額	660,000円	640,000円	2万円引き上げ*

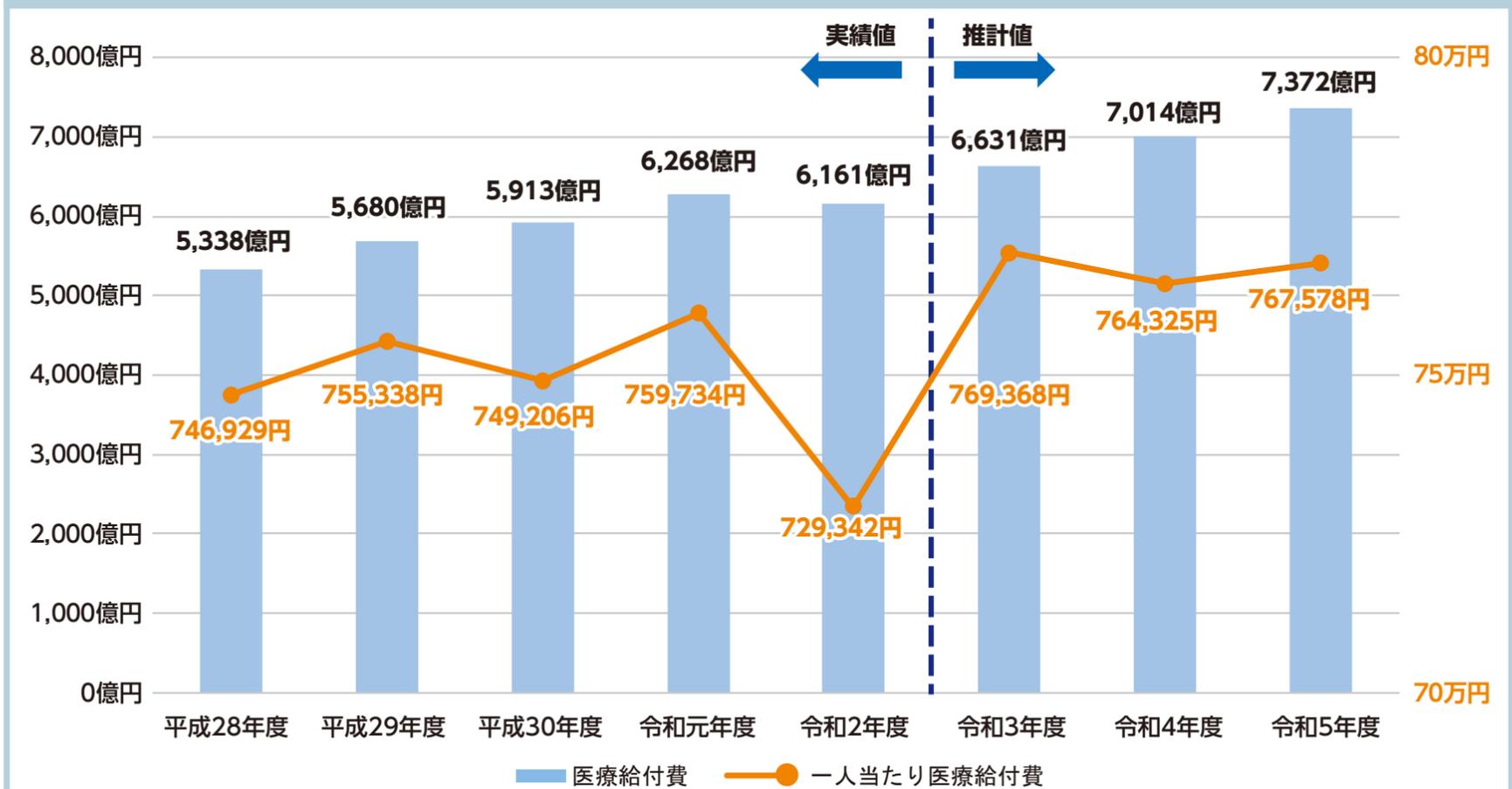
\*今回の賦課限度額の引き上げは、賦課限度額の超過被保険者の割合や、国保の賦課限度額引き上げの状況等が考慮され、国により見直しが行われたものです。

## 保険料率の主な改定要因

保険料率は、2年間の医療給付費(医療費総額から医療機関等の窓口で支払った自己負担額を除いた費用)等に応じて定めることになっています。

後期高齢者負担率\*の引き上げは保険料率上昇の要因となりますが、令和4年度の診療報酬改定(マイナス改定)等により、一人当たり医療給付費の抑制が見込まれることや、保険料調整基金(決算剰余金)の活用により、保険料率の上昇を抑制できることから、保険料率は据え置きとなりました。

## 千葉県における後期高齢者医療の医療給付費の推移



### \*後期高齢者負担率とは

医療給付費のうち、被保険者のみなさまが負担する保険料でまかなう割合です(全国一律)。

被保険者数の増加と現役世代人口の減少により、令和4・5年度は11.72%(前回は11.41%)となりました。

令和4・5年度の保険料率に関するご質問等は、  
千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター(0570-080280)  
にお問い合わせください。

# 所得の低いかたの均等割額の軽減

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。軽減の申請手続きは不要です。軽減判定の対象となるかたの所得情報がない場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

軽減判定所得※1基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	7割軽減	13,020円/年
43万円+(28.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	5割軽減	21,700円/年
43万円+(52万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	2割軽減	34,720円/年

- ※1 ●均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。  
●専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。  
●65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。
- ※2 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。  
①給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。  
②65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(特別控除額15万円を差し引いた額)が110万円を超える。  
③65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

## 保険料の計算例

### ●例1 被保険者が単身世帯で、年金収入額210万円の場合

公的年金等に係る雑所得の金額 210万円-110万円(公的年金等控除)= **100万円**

**均等割額** 均等割軽減判定: 100万円-15万円(特別控除)= **85万円** ⇒ **2割軽減** に該当  
均等割額: 43,400円-(43,400円×0.2)= **34,720円**

**所得割額** 所得割額: 100万円-43万円(基礎控除)=57万円  
⇒57万円×8.39%= **47,823円**

均等割額	所得割額	合計	年間保険料額
34,720円	47,823円	82,543円	82,500円

### ●例2 被保険者である夫婦二人世帯で、夫の年金収入額210万円、妻の年金収入額80万円の場合

夫 公的年金等に係る雑所得の金額 210万円-110万円(公的年金等控除)= **100万円**

妻 公的年金等に係る雑所得の金額 80万円-110万円(公的年金等控除)= **0円**

[夫の保険料額]

**均等割額** 均等割軽減判定: 夫 100万円-15万円(特別控除)= **85万円**  
夫 85万円+妻 0円=85万円 ⇒ **5割軽減** に該当  
均等割額: 43,400円-(43,400円×0.5)= **21,700円**

**所得割額** 所得割額: 100万円-43万円(基礎控除)=57万円  
⇒57万円×8.39%= **47,823円**

[妻の保険料額]

**均等割額** **21,700円** (夫と同額)

**所得割額** 0円×8.39%= **0円**



	均等割額	所得割額	合計	年間保険料額
夫	21,700円	47,823円	69,523円	69,500円
妻	21,700円	0円	21,700円	21,700円

(年間保険料額は100円未満切捨て)

# 一定以上の所得のあるかた(75歳以上のかた等)の医療費の窓口負担割合が変わります

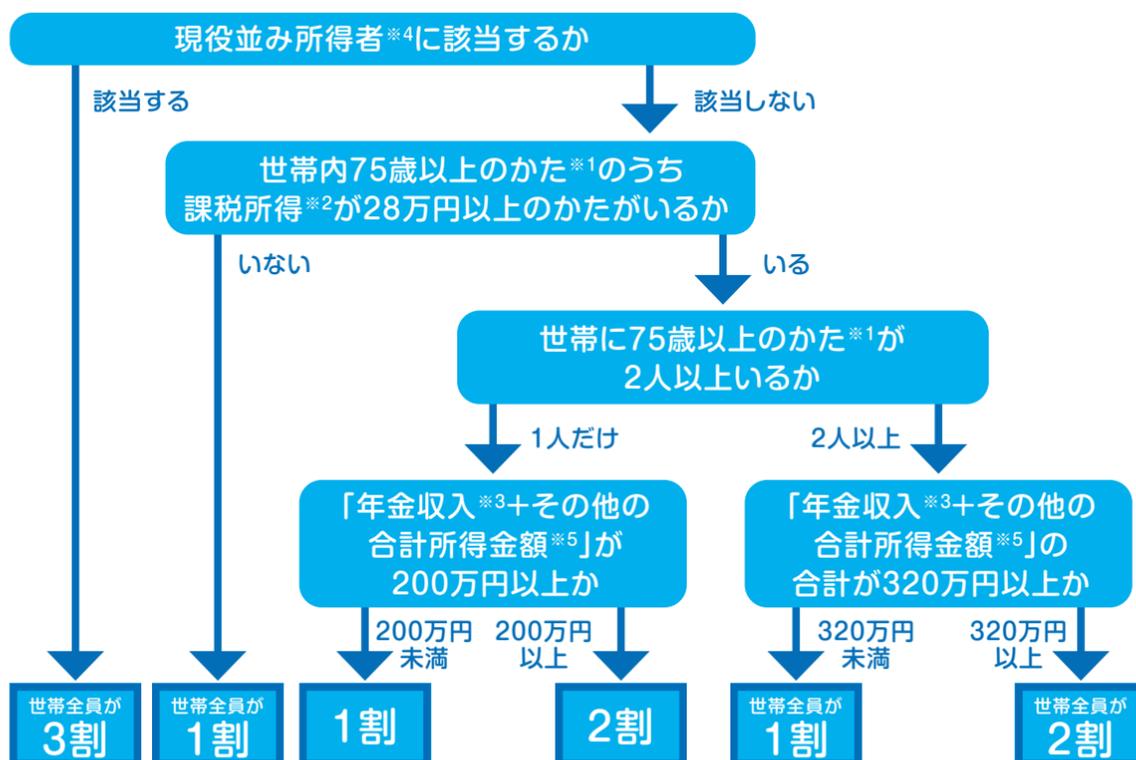
令和4年10月1日から、一定以上の所得のあるかた(75歳以上のかた等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

なお、2割負担となるかたは、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%のかたです。

## 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上のかた<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>等をもとに、世帯単位で判定します。

(令和3年中の所得をもとに、窓口負担割合の判定を行うため、令和4年9月中旬頃でないとなりに2割になるかどうか判定できません。)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは 75歳以上のかた(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けたかたを含む)

※2 「課税所得」とは 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割のかた。

※5 「その他の合計所得金額」とは 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

## 窓口負担が2割となるかたには 負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となるかたについて、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

配慮措置の適用で払い戻しとなるかたは、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

口座が登録されていないかたには、令和4年9月中旬以降、順次広域連合から申請書を発送する予定です。

申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って、口座の登録をしてください。

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATM操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターにお問い合わせください。



## 医療費窓口負担の見直しに関するお問い合わせ

# 後期高齢者窓口負担割合 コールセンター(0120-002-719)



受付時間 (日曜日・祝日を除く)月曜日~土曜日 9:00~18:00

千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター(0570-080280)

受付時間 平日 8:30~17:15

各コールセンターにお問い合わせください。

# 後期高齢者医療制度の財政のしくみ

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

後期高齢者医療制度は、制度に加入されているかたの医療費を、社会全体で支えるしくみとなっています。



## 医療費

### 一部負担金

みなさまが医療機関等の窓口で支払った自己負担額

### 公費(税金) 約5割

公費負担総額を  
【国:県:市町村=4:1:1】の割合で負担しています

### 医療給付費

#### 現役世代からの支援金 約4割

会社の健康保険や国民健康保険に加入しているかたが納める保険料に、後期高齢者医療制度の支援金が含まれています

#### 保険料 約1割

みなさまが納める保険料

医療費のうち、みなさまが医療機関等の窓口で支払った一部負担金を除いた医療給付費は、みなさまに納めていただく保険料、国・県・市町村の公費(税金)や、現役世代からの支援金でまかなわれています。

# 令和4年度(2022年度)の予算の概要

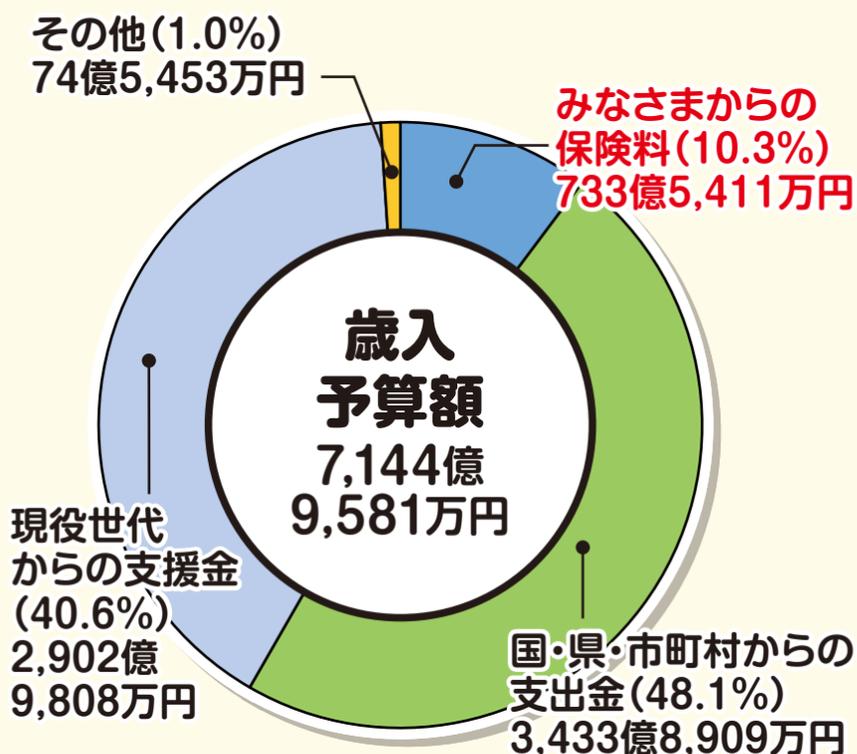
お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

広域連合の会計は、後期高齢者医療の保険制度を運営するための「特別会計」と広域連合の運営事務のための「一般会計」があります。

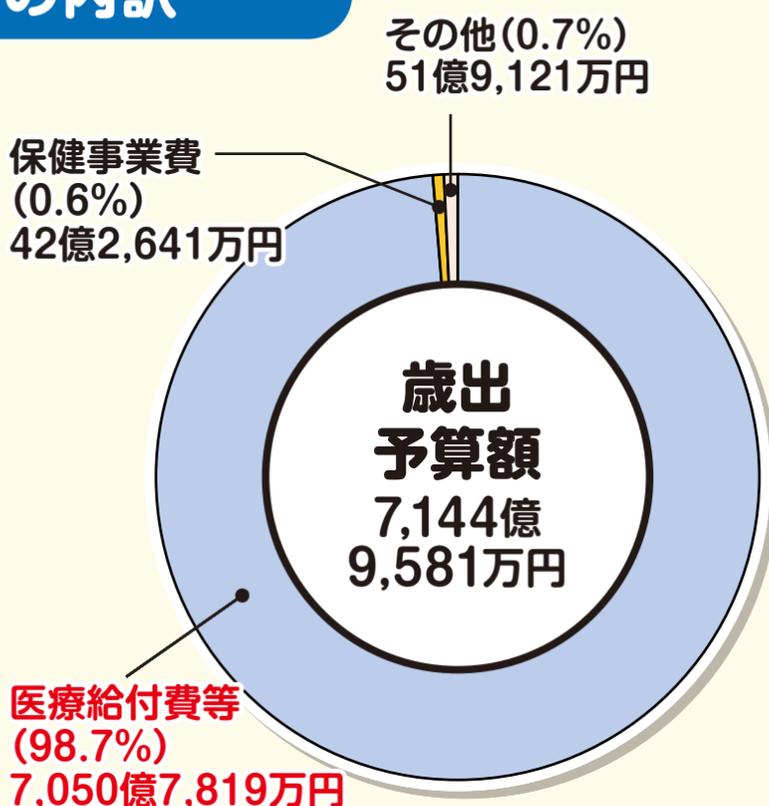
令和4年度の予算額は、特別会計7,144億9,581万円、一般会計24億9,384万円で、令和3年度と比べて特別会計で約4%の増加、一般会計で約2%減少しました。



## 特別会計の内訳



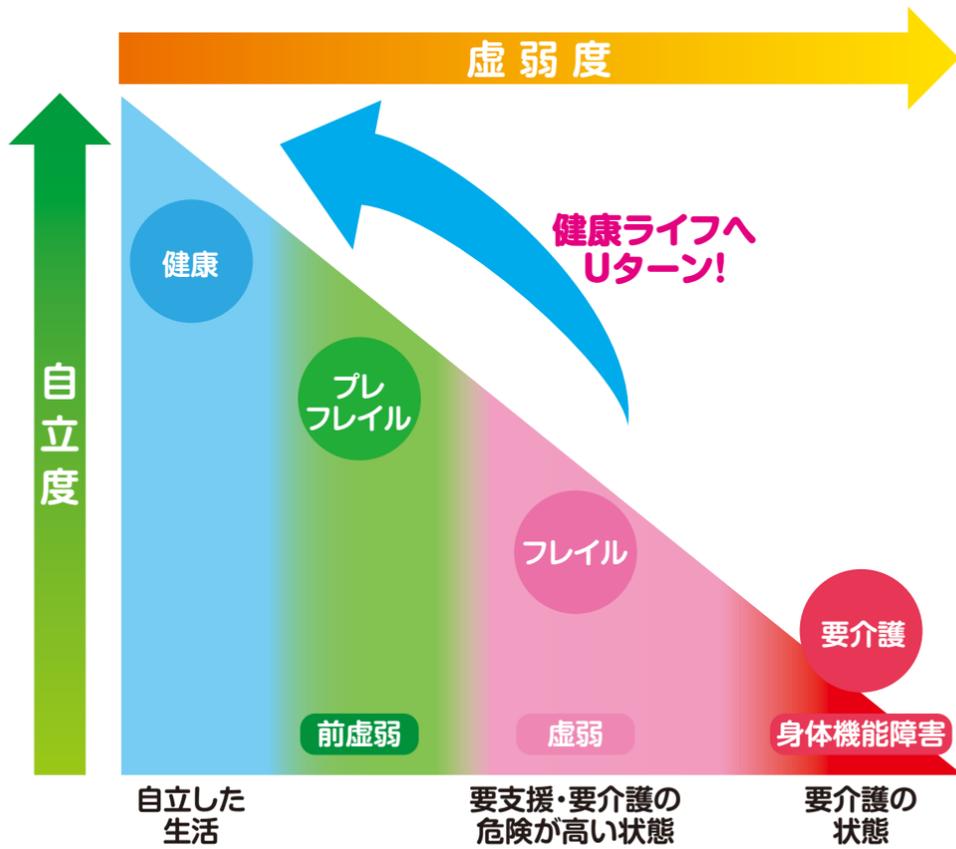
歳入は、みなさまからの保険料の他、国、県、市町村からの支出金、現役世代からの支援金等があります。



歳出は、医療機関等に支払う医療給付費等の他、保健事業費等があります。

# フレイルをご存知ですか?

フレイルとは、高齢になって筋力・活力・認知機能が衰えた段階で、社会的な繋がりが弱くなった状態です。健康と病気の間段的な段階で、そのまま放置すると要介護状態になる可能性があります。75歳以上の方は顕著に進行しますので、早期にサインを見つけることが大切です。



## もしかしてフレイルかも…?

チェックしてみましょう

 □ 体重の減少	 □ 歩行速度の低下	 □ 握力の低下
<input checked="" type="checkbox"/> 3つ 当てはまれば フレイルの状態	 □ 疲れやすい	 □ 身体活動性の低下

※健康診査でからだの状態を定期的に知ることも大切です。健康診査では、15項目の問診を実施し、医療専門職からアドバイスが得られます。

# フレイル予防 3つのポイント

## 栄養

栄養をしっかりとりましょう  
口腔機能の低下を防ぎましょう

- 1日3食バランスよくとりましょう
- たんぱく質やビタミンDを毎食とりましょう
  - ・間食にはチーズやヨーグルト
  - ・冷奴やおひたしにシラス等小魚をプラス
  - ・汁物に卵や乾燥わかめをプラス
  - ・缶詰や冷凍食品を常備してプラス一品
  - ・お弁当や外食はおかずの多い定食メニュー
- かみごたえのある食品を選びましょう
- 食前食後に「ブクブク」「ガラガラ」うがい習慣をつけましょう
- 毎食後、寝る前に歯磨きをしましょう
- 本や新聞の音読や会話で口を動かしましょう



## 運動

座っている時間を減らしましょう

- 今より10分多く体を動かしてみましょう
- ・ストレッチで転倒防止
- ・ラジオ体操やスクワット等の筋トレで筋力維持
- ・ウォーキングで日光浴



## 社会参加

人とのつながりを保ちましょう

- 1日1回は外出しましょう
  - ・あいさつやちょっとした会話も大切です。
- 電話やビデオ通話で家族や友人と積極的に交流しましょう



# 年に1回健康診査を受けましょう!

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

広域連合お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

後期高齢者の健康診査と今年度に76歳になられるかたの歯科口腔健康診査を県内全ての市町村で年1回無料(健康診査後の治療費は有料)で実施しています。

## 健康診査

健康チェックで病気の早期発見や悪化防止、生活習慣の振り返りに役立てましょう。

### 実施医療機関

市町村ごとに異なります

### 実施期間

市町村ごとに異なります

※マイナポータルにおいて、令和2年度以後に受診した健康診査結果を閲覧できるようになりました。



## 歯科口腔(こうくう)健康診査

令和4年度に76歳になられるかたに歯科口腔健康診査を実施しています。歯や飲み込む力などのお口の健康チェックで、肺炎や低栄養などの予防につなげましょう。

### 対象者

- 昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれのかた
- 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれのかたで令和3年度の歯科口腔健康診査を未受診のかた

### 実施医療機関

千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関

### 実施期間

令和4年6月1日(水)～12月28日(水)



## 保険者間のオンラインによる健康診査結果の照会を希望しないかたへ

オンライン資格確認等システムにより保険者間で健康診査結果を提供することが可能となりました。

千葉県後期高齢者医療被保険者のうち、旧保険者で実施された特定健康診査等のデータを千葉県後期高齢者医療広域連合に提供することを希望しない場合は、給付管理課へ申出書をご提出ください。

※申出書の様式はホームページ(<https://www.kouiki-chiba.jp/site/seido/84.html>)からダウンロードできます。

## ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

### ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?

- 先発医薬品の特許期間終了後に先発医薬品と同一の有効成分を使用して作られたお薬です。
- 「品質・有効性・安全性」について国の厳しい審査に合格し、厚生労働大臣が承認したものが製造・販売されております。
- 研究開発費を抑えることができるため、薬の価格は先発医薬品と比較して安価で経済的です。

### 「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています

現在服用している先発医薬品を、ジェネリック医薬品(後発医薬品)へ切り替えた場合に、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれるかたに、「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています。



**ジェネリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください(調剤薬局の在庫状況等により、処方を受けられない場合があります)**

